

平成 12 年 3 月 31 日

警察本部訓令第 12 号

警 察 本 部 長

最 終 改 正

平成 28 年 3 月 30 日

埼玉県警察職員の健康管理に関する訓令

(概要)

本訓令は、労働安全衛生法等を根拠として、警察職員の健康管理のための体制及び健康管理について必要な事項として

- 職員の健康管理の責務
- 総括健康管理者、健康管理責任者、健康管理者、健康管理推進者、衛生管理者等の設置と職務
- 健康管理医の職務
- 健康相談、健康診断の実施
- 健康管理区分の指定及び変更に係る勤務制限者の管理と手続
- 相談体制、職場復帰の手続等

を定めている。